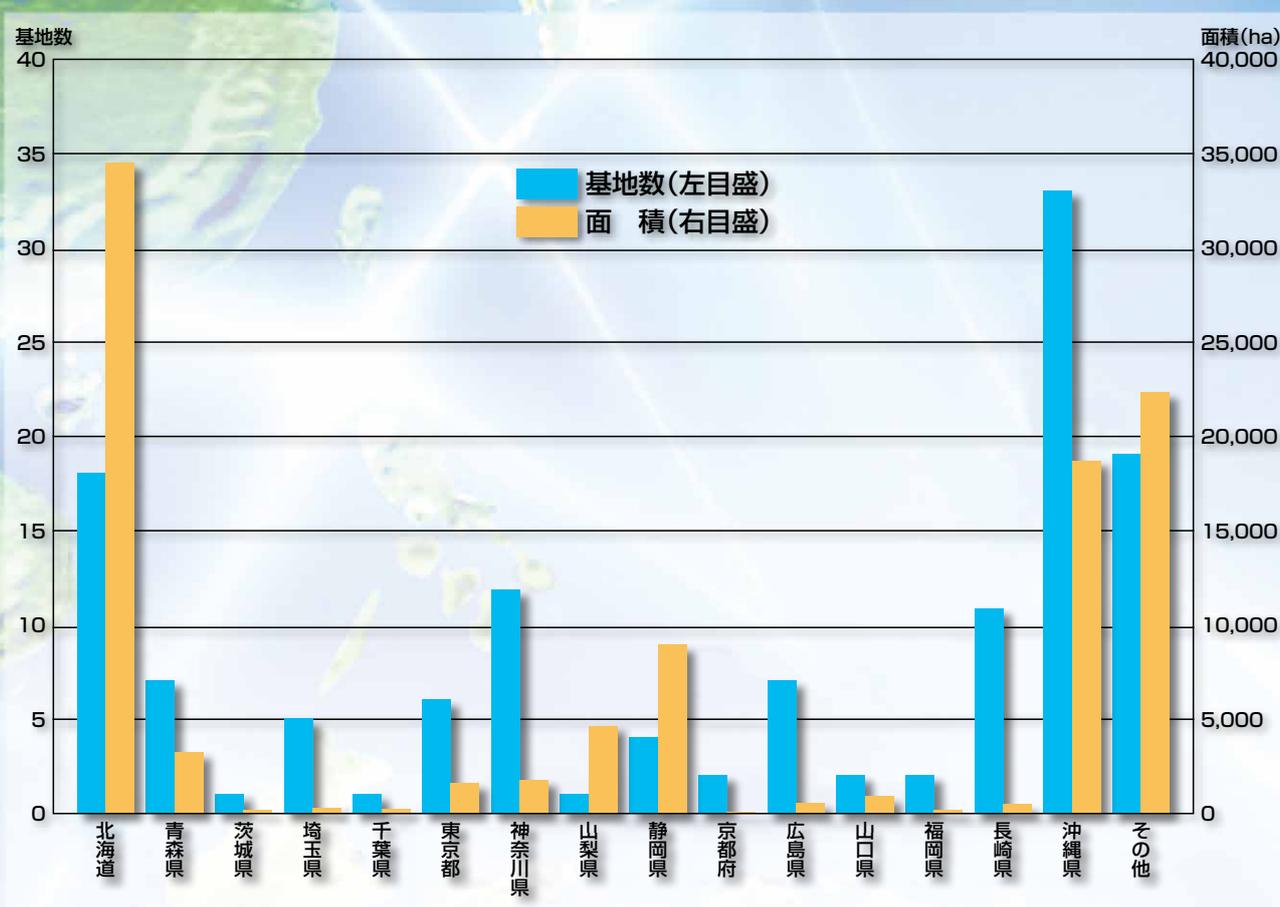


米軍基地問題の解決に向けて取り組んでいます



■全国の米軍基地数：130
■米軍基地面積：98,010ha（東京23区の約1.6倍の面積）
（令和7年1月1日現在）

令和8年3月
渉外関係主要都道府県知事連絡協議会
（略称：渉外知事会）

渉外知事会都道府県における米軍基地の現況

○青色の都道府県は、渉外知事会の会員です。
○4ページから全国の米軍施設・区域一覧を掲載しています。

山口県
米海兵隊の管理する岩国飛行場が所在。



福岡県
米軍提供施設として、板付飛行場の倉庫などが所在。



広島県
弾薬庫、岩国飛行場ヘリポートなど8つの施設が所在。



長崎県
燃料・弾薬貯蔵など兵站支援を主な任務とする米海軍佐世保基地が所在。



沖縄県
市街地の中心部にある普天間飛行場をはじめとする米軍基地は、県土面積の約8%を占めている。



京都府
Xバンドレーダーが配備されている経ヶ岬通信所が所在。



静岡県
米軍基地は、富士宮舎地区(キャンプ富士)、沼津海浜訓練場など4施設が所在。



山梨県
実弾射撃訓練などが行われている北富士演習場が所在。




北海道
面積で全国1位、施設数で全国2位の米軍提供施設・区域が所在。



青森県
米陸軍・海軍・空軍部隊が駐留する三沢飛行場、Xバンドレーダーが配備されている車力通信所など7施設が所在。



埼玉県
所沢通信施設、キャンプ朝霞、大和田通信所(通信・放送関係)などが所在。



茨城県
百里飛行場(航空自衛隊百里基地)が米軍提供施設。



千葉県
木更津飛行場が米軍提供施設。米軍の駐留はなく、主に陸上自衛隊が使用。



東京都
東京都内には、在日米軍司令部がおかれている横田飛行場(横田基地)などの米軍基地が所在。



神奈川県
在日米陸軍・海軍司令部など、在日米軍の枢要な基地を含め12の基地が所在。



全国の米軍施設・区域一覧

(防衛省資料をもとに作成)

○青色は、渉外知事会構成都道府県。

(令和7年1月1日現在、面積：千m²)

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
名寄演習場	演習場	北海道 名寄市	1,734	全部 2-4-(b)
旭川近文台演習場	演習場	北海道 旭川市	1,416	全部 2-4-(b)
滝川演習場	演習場	北海道 滝川市 ほか	1,367	全部 2-4-(b)
キャンプ千歳	通信	北海道 千歳市	4,274	
東千歳駐屯地	演習場	北海道 千歳市	81	全部 2-4-(b)
千歳飛行場	飛行場	北海道 千歳市 ほか	2,584	全部 2-4-(b)
北海道・千歳演習場	演習場	北海道 恵庭市 ほか	92,288	全部 2-4-(b)
札幌駐屯地	演習場	北海道 札幌市	8	全部 2-4-(b)
丘珠駐屯地	その他	北海道 札幌市	2	全部 2-4-(b)
上富良野中演習場	演習場	北海道 空知郡上富良野町 ほか	34,688	全部 2-4-(b)
別海矢白別大演習場	演習場	北海道 野付郡別海町 ほか	168,178	全部 2-4-(b)
釧路駐屯地	兵舎	北海道 釧路郡釧路町	26	全部 2-4-(b)
鹿追駐屯地	演習場	北海道 河東郡鹿追町	59	全部 2-4-(b)
鹿追然別中演習場	演習場	北海道 河東郡鹿追町	32,832	全部 2-4-(b)
帯広駐屯地	演習場	北海道 帯広市	757	全部 2-4-(b)
美幌訓練場	演習場	北海道 網走郡美幌町	2,269	全部 2-4-(b)
倶知安高嶺演習場	演習場	北海道 虻田郡倶知安町	928	全部 2-4-(b)
遠軽演習場	演習場	北海道 紋別郡遠軽町	1,082	全部 2-4-(b)
三沢飛行場	飛行場	青森県 三沢市 ほか	15,968	一部 2-4-(b)
三沢対地射撃場	演習場	青森県 三沢市 ほか	7,656	
八戸貯油施設	倉庫	青森県 八戸市 ほか	173	
八戸駐屯地	兵舎	青森県 八戸市	53	全部 2-4-(b)
青森小谷演習場	演習場	青森県 青森市	3,183	全部 2-4-(b)
弘前演習場	演習場	青森県 中津軽郡西目屋村 ほか	4,904	全部 2-4-(b)
車力通信所	通信	青森県 つがる市	135	一部 2-4-(b)
岩手岩手山中演習場	演習場	岩手県 滝沢市 ほか	23,264	
仙台駐屯地	演習場	宮城県 仙台市	51	全部 2-4-(b)
霞の目飛行場	飛行場	宮城県 仙台市 ほか	260	全部 2-4-(b)
大和王城寺原大演習場	演習場	宮城県 加美郡色麻町 ほか	45,377	全部 2-4-(b)
神町大高根演習場	演習場	山形県 村山市 ほか	1,308	全部 2-4-(b)
百里飛行場	飛行場	茨城県 小美玉市	1,089	全部 2-4-(b)
相馬原演習場	演習場	群馬県 高崎市 ほか	5,796	全部 2-4-(b)
キャンプ朝霞	通信	埼玉県 和光市	118	
所沢通信施設	通信	埼玉県 所沢市	966	

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
入間飛行場	演習場	埼玉県 入間市 ほか	4	全部 2-4-(b)
大和田通信所	通信	埼玉県 新座市 ほか	1,199	
朝霞駐屯地	演習場	埼玉県 朝霞市 ほか	17	全部 2-4-(b)
木更津飛行場	飛行場	千葉県 木更津市	2,095	一部 2-4-(b)
赤坂プレス・センター	事務所	東京都 港区	27	
ニューサンノー米軍センター	その他	東京都 港区	7	
羽田郵便管理事務所	事務所	東京都 大田区	建物のみ	全部 2-4-(b)
横田飛行場	飛行場	東京都 福生市 ほか	7,139	一部 2-4-(b)
多摩サービス補助施設	その他	東京都 稲城市 ほか	1,948	
硫黄島通信所	通信	東京都 小笠原村	6,630	一部 2-4-(b)
根岸住宅地区	住宅	神奈川県 横浜市	429	
横浜ノース・ドック	港湾	神奈川県 横浜市	523	
鶴見貯油施設	倉庫	神奈川県 横浜市	184	
キャンプ座間	事務所	神奈川県 相模原市 ほか	2,292	
相模総合補給廠	工場	神奈川県 相模原市	1,967	
相模原住宅地区	住宅	神奈川県 相模原市	593	
厚木海軍飛行場	飛行場	神奈川県 綾瀬市 ほか	5,056	一部 2-4-(b)
池子住宅地区及び海軍補助施設	住宅	神奈川県 逗子市 ほか	2,882	
吾妻倉庫地区	倉庫	神奈川県 横須賀市	802	
横須賀海軍施設	港湾	神奈川県 横須賀市	2,363	一部 2-4-(b)
長坂小銃射撃場	演習場	神奈川県 横須賀市	97	全部 2-4-(b)
浦郷倉庫地区	倉庫	神奈川県 横須賀市	194	
高田関山演習場	演習場	新潟県 妙高市 ほか	14,080	全部 2-4-(b)
小松飛行場	飛行場	石川県 小松市 ほか	1,606	全部 2-4-(b)
岐阜飛行場	その他	岐阜県 各務原市	1,626	全部 2-4-(b)
富士営舎地区	兵舎	静岡県 御殿場市	1,177	
富士演習場	演習場	静岡県 御殿場市 ほか	133,925	全部 2-4-(b)
(内数) 北富士演習場	演習場	山梨県 富士吉田市 ほか	45,968	全部 2-4-(b)
(内数) 東富士演習場	演習場	静岡県 御殿場市 ほか	87,956	全部 2-4-(b)
滝ヶ原駐屯地	演習場	静岡県 御殿場市	8	全部 2-4-(b)
沼津海浜訓練場	演習場	静岡県 沼津市	28	
今津饗庭野中演習場	演習場	滋賀県 高島市	24,085	全部 2-4-(b)
経ヶ岬通信所	通信	京都府 京丹後市	36	
福知山射撃場	演習場	京都府 福知山市	55	全部 2-4-(b)

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
伊丹駐屯地	演習場	兵庫県 川西市 ほか	20	全部 2-4-(b)
美保飛行場	飛行場	鳥取県 境港市 ほか	1,020	全部 2-4-(b)
日本原中演習場	演習場	岡山県 勝田郡奈義町 ほか	18,844	全部 2-4-(b)
秋月弾薬庫	倉庫	広島県 江田島市	559	
第一術科学校訓練施設	演習場	広島県 江田島市	建物のみ	全部 2-4-(b)
川上弾薬庫	倉庫	広島県 東広島市	2,604	
原村演習場	演習場	広島県 東広島市	1,687	全部 2-4-(b)
広弾薬庫	倉庫	広島県 呉市	359	
呉第六突堤	港湾	広島県 呉市	12	
灰ヶ峰通信施設	通信	広島県 呉市	1	
岩国飛行場	飛行場	山口県 岩国市 ほか	8,648	
祖生通信所	通信	山口県 岩国市	24	
板付飛行場	飛行場	福岡県 福岡市	515	一部 2-4-(b)
築城飛行場	飛行場	福岡県 行橋市 ほか	906	全部 2-4-(b)
佐世保海軍施設	港湾	長崎県 佐世保市	496	一部 2-4-(b)
佐世保ドライ・ドック地区	港湾	長崎県 佐世保市	83	一部 2-4-(b)
赤崎貯油所	倉庫	長崎県 佐世保市	754	
佐世保弾薬補給所	倉庫	長崎県 佐世保市	582	
庵崎貯油所	倉庫	長崎県 佐世保市	227	
針尾島弾薬集積所	倉庫	長崎県 佐世保市	1,297	
立神港区	港湾	長崎県 佐世保市	135	
崎辺小銃射撃場	演習場	長崎県 佐世保市	建物のみ	全部 2-4-(b)
針尾住宅地区	住宅	長崎県 佐世保市	354	
大村飛行場	その他	長崎県 大村市	建物のみ	全部 2-4-(b)
横瀬貯油所	倉庫	長崎県 西海市	679	
大矢野原・霧島演習場	演習場	熊本県 上益城郡山都町 ほか	26,965	全部 2-4-(b)
北熊本駐屯地	演習場	熊本県 熊本市	21	全部 2-4-(b)
健軍駐屯地	演習場	熊本県 熊本市	39	全部 2-4-(b)
日出生台・十文字原演習場	演習場	大分県 玖珠郡玖珠町 ほか	56,317	全部 2-4-(b)
新田原飛行場	飛行場	宮崎県 児湯郡新富町	1,833	全部 2-4-(b)
鹿屋飛行場	飛行場	鹿児島県 鹿屋市	490	全部 2-4-(b)
北部訓練場	演習場	沖縄県 国頭郡国頭村 ほか	36,590	一部 2-4-(b)
奥間レスト・センター	その他	沖縄県 国頭郡国頭村	546	
伊江島補助飛行場	演習場	沖縄県 国頭郡伊江村	8,015	

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
八重岳通信所	通信	沖縄県 名護市 ほか	37	
キャンプ・シュワブ	演習場	沖縄県 名護市 ほか	20,626	
辺野古弾薬庫	倉庫	沖縄県 名護市	1,214	
キャンプ・ハンセン	演習場	沖縄県 国頭郡金武町 ほか	48,745	一部 2-4-(b)
金武レッド・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県 国頭郡金武町	14	
金武ブルー・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県 国頭郡金武町	381	
嘉手納弾薬庫地区	倉庫	沖縄県 中頭郡読谷村 ほか	26,276	
トリイ通信施設	通信	沖縄県 中頭郡読谷村	1,895	
嘉手納飛行場	飛行場	沖縄県 中頭郡嘉手納町 ほか	19,856	一部 2-4-(b)
キャンプ桑江	兵舎	沖縄県 中頭郡北谷町	676	
キャンプ瑞慶覧	兵舎	沖縄県 中頭郡北谷町 ほか	5,342	
ホワイト・ビーチ地区	港湾	沖縄県 うるま市	1,568	
浮原島訓練場	演習場	沖縄県 うるま市	254	全部 2-4-(b)
津堅島訓練場	演習場	沖縄県 うるま市	16	
天願棧橋	港湾	沖縄県 うるま市	31	
キャンプ・コートニー	兵舎	沖縄県 うるま市	1,339	
キャンプ・マクトリアス	兵舎	沖縄県 うるま市	379	
陸軍貯油施設	倉庫	沖縄県 うるま市 ほか	1,278	
キャンプ・シールズ	兵舎	沖縄県 沖縄市	700	
泡瀬通信施設	通信	沖縄県 沖縄市	552	
普天間飛行場	飛行場	沖縄県 宜野湾市	4,758	
牧港補給地区	倉庫	沖縄県 浦添市	2,675	
那覇港湾施設	港湾	沖縄県 那覇市	559	
那覇飛行場	その他	沖縄県 那覇市	7	全部 2-4-(b)
鳥島射撃場	演習場	沖縄県 島尻郡久米島町	41	一部 2-4-(b)
久米島射撃場	演習場	沖縄県 島尻郡久米島町	2	
出砂島射撃場	演習場	沖縄県 島尻郡渡名喜村	245	
黄尾嶼射撃場	演習場	沖縄県 石垣市	874	
赤尾嶼射撃場	演習場	沖縄県 石垣市	41	
沖大東島射撃場	演習場	沖縄県 島尻郡北大東村	1,147	
全国計 130施設			980,097	

(注) ○「2-4-(b)」は地位協定第2条4項b適用施設・区域を示し、米軍が一定の期間を限って使用しているもの。

○基地によっては都道府県をまたがっているものがある。
○単位未満を四捨五入したので、計と符合しないことがある。

基地の整理、縮小及び早期返還の促進

基地の存在は、地域の生活環境の整備・保全や産業振興に障害を与えるとともに、騒音、事件・事故、環境問題など、様々な問題の原因となっていることから、基地の整理、縮小及び早期返還の促進を求めています。

また、返還後の国有地の利用については、地元への配慮を求めています。

- 施設ごとに必要性、使用状況、基地に起因する危険性、基地周辺の実情等を総点検し、基地の整理、縮小及び返還を積極的に促進すること。
- 返還等にあたって地元の意向が尊重されるよう、あらかじめ関係する地方公共団体に情報提供と協議を行うこと。
- 返還後の国有地の利用については、地元住民の福祉を最優先とすること。
- 返還後の国有地の処分価格は、時価とせず、極力低廉な価格とすること。

近年の主な基地返還

平成27年	2月	慶佐次通信所（沖縄県）全部返還
	3月	キャンプ瑞慶覧（沖縄県）一部返還
	6月	上瀬谷通信施設（神奈川県）全部返還
	9月	トリエ通信施設（沖縄県）一部返還
平成28年	2月	キャンプ座間（神奈川県）一部返還
	12月	北部訓練場（沖縄県）一部返還
平成29年	6月	キャンプ・ハンセン（沖縄県）一部返還
令和3年	1月	崎辺海軍補助施設（長崎県）全部返還
令和4年	3月	嘉手納弾薬庫地区（沖縄県）一部返還

国による財政的措置等の新設・拡充

基地対策に関する経費が地元に移嫁されることのないよう、また、基地の存在がまちづくりの障害になっていること等を踏まえて、地域振興策を新設・拡充することなど適切な措置が講じられるよう求めています。

- 基地交付金等を充実するとともに、基地に起因する障害、民生安定などのための十分な予算措置を講ずること。
- 過大な基地負担の現状を踏まえ、財政的措置を含む地域振興に係る各種支援策を講ずること。
- 基地返還後の国有地の利用に際しては、できる限り地元負担がかかることのないよう適切な措置を講ずるとともに、地元の意向を尊重し、必要な支援策を講ずること。
- 駐留軍等労働者に対する適切な労務管理を図るとともに、国による離職者対策を充実すること。
- 基地と関係する蓋然性が高いと地方公共団体が判断した環境汚染に対しては、必要に応じて原因に即した対策を講じるとともに、地方公共団体が実施する対策に要する費用を国が負担すること。

財政的措置の現状と課題

本来、安全保障に係る負担は国民全体で担うべきであるにもかかわらず、現状では一部の基地周辺住民や自治体の負担の上に成り立っていることから、負担に見合った十分な代替措置や助成、その他の必要な措置が講じられるべきであると考えます。

しかし、国有財産や米軍資産の固定資産税等の代替措置としての基地交付金等は、地方税相当額に遥かに及ばず不十分なものであり、関係自治体にとっては大変厳しい状況にあります。

そこで、基地交付金等について必要な予算を確保するとともに、地域振興策の新設も含め、財政的措置等の充実を国に求めています。

日米地位協定の改定

日米地位協定は、昭和35年に締結されて以来、60年以上もの間、改定されておられません。当協議会では、米軍基地に起因する環境問題、事件・事故等を抜本的に解決するためには、日米地位協定の改定は避けて通れないものと考えます。

そこで、日米地位協定に次の7本の柱に掲げる19項目を明記することにより、日米地位協定を改定することを政府に働きかけるとともに、米国側にも理解を求めています。



外務省での要請活動(令和7年7月)
岩屋外務大臣(左から二人目)へ要望書を手渡す黒岩神奈川県知事

① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えています。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすることを求めています。

(第2条関係、施設・区域の提供等)

- 「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- 「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第25条関係、合同委員会)

- 「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性があります。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと、また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合の地元自治体が必要とする立入調査の実現、返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ることを求めています。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- 「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第4条関係、施設の返還)

- 「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられています。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすよう求めています。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- 「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていません。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、日米地位協定を改定し国内法令を適用することを求めています。

なお、新興感染症への対応について、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用することを求めています。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- 「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、港湾、空港の使用にあたっての考え方を明らかにするとともに緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- 「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- 「米軍機の飛行について最低安全高度等を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと」

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性があります。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと、また、飛行訓練など基地等の外における訓練・演習について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設することを求めています。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- 「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- 「飛行訓練などの演習・訓練については、原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つです。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること、また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実することを求めています。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- 「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- 「米政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育・研修にあたっては、不断の検証を行うとともに、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- 「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- 「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- 「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

重点要望項目

(第18条関係、請求権の放棄)

- 「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- 「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生しています。

こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けることを求めています。

(第25条関係、合同委員会)

- 「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」



防衛省での要請活動(令和7年7月)
小林防衛大臣政務官(中央)へ要望書を手渡す黒岩神奈川県知事

渉外知事会の主な取組みと成果

(取組み)

- 会長、副会長が訪米し、国防次官補などの主要閣僚や連邦議員と面談したほか、研究機関での講演や意見交換を行いました。(平成21年11月)
- 在日米軍基地の環境の管理に関する政府間協定の締結に係る特別要請を行いました。(平成26年4月)
- 米軍基地における有機フッ素化合物(PFOS等)を含む泡消火剤の漏出事故に関する緊急要請を行いました。(令和2年5月)
- 在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請を行いました。(令和2年5月、8月及び令和3年12月)
- 米軍基地におけるPFOS等に関する特別要請を行いました。(令和4年8月)
- 鹿児島県屋久島沖で発生した米空軍オスプレイCV-22の墜落事故に関する特別要請を行いました。(令和5年12月)
- 毎年、会長、副会長等が政府に対して「基地対策に関する要望」を行っています。

(成果)

- 在日米軍人等の市町村別居住者数が公表されるようになったほか、外務省から渉外知事会へ脱走米兵に係る情報が提供されるようになりました。(平成20年)
- 「在日米軍施設・区域に係る日米両政府及び渉外知事会との連絡会議」が開催されました。(平成20年12月)
- 日米地位協定を環境面で補足する「環境補足協定」が日米両政府間で署名されました。(平成27年9月)
- 新型コロナウイルス感染症への対応を始めとする保健・衛生上の課題を議論するため、日米合同委員会の下に設置されている検疫部会が改組され「検疫・保健分科委員会」が新たに設立されました(令和4年1月)
- 在日米軍が保有するPFOS等を含む泡消火剤の交換状況及び交換計画が示されました。(令和4年8月)
また、在日米軍が保有する泡消火剤が、原料としてPFOS等を含まない泡消火剤に交換されました。(令和6年11月)
- 米空軍オスプレイ墜落事故に関する事故調査報告書が公表されました。(令和6年8月)

渉外知事会

●設立の経緯

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)は、米軍基地に起因する諸問題を抱える主要都道県知事が協力して基地問題の解決にあたることを目的として、昭和37年1月に設立しました。

現在、15都道府県知事を会員とし、会長を神奈川県知事、副会長を青森県知事、長崎県知事、沖縄県知事が務めています。

●主な活動内容

- ・ 国との情報交換及び国への要望活動
- ・ 基地問題に係る国民理解の醸成と広報活動
- ・ 調査研究、情勢分析
- ・ その他基地に係る情報収集 等



令和7年度定期総会(前列左から青森県副知事、神奈川県知事、沖縄県知事、長崎県副知事)

●渉外知事会会員一覧

会 員	担当部課名	電話番号
北海道知事	総務部危機対策局危機対策課	011-204-5014
青森県知事	危機管理局防災危機管理課	017-734-9089
茨城県知事	県民生活環境部生活文化課	029-301-2819
埼玉県知事	企画財政部企画総務課	048-830-2117
千葉県知事	総合企画部政策企画課	043-223-2203
東京都知事	都市整備局基地対策部	03-5388-2146
神奈川県知事	政策局基地対策部基地対策課	045-210-3373
山梨県知事	総務部北富士演習場対策課	055-223-1327
静岡県知事	くらし・環境部県民生活局県民生活課	054-221-3153
京都府知事	総務部総務調整課	075-414-4033
広島県知事	地域政策局国際課	082-513-2359
山口県知事	総務部岩国基地対策室	083-933-2349
福岡県知事	総務部防災危機管理局防災企画課	092-643-3123
長崎県知事	危機管理部基地対策・国民保護課	095-895-2191
沖縄県知事	知事公室基地対策課	098-866-2460

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会 令和8年3月発行

事務局 神奈川県政策局基地対策部基地対策課 電話:045-210-3373(直通)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bz3/cnt/f417249/>

e-mail: s-chijikai@pref.kanagawa.lg.jp